

一般財団法人土浦市産業文化事業団 予算の弾力運用に関する規程 (昭和50年4月1日規程第1号)

改正：平成25年3月28日規程第1号

(目的)

第1条 一般財団法人土浦市産業文化事業団収支予算に関し、一般財団法人土浦市産業文化事業団定款第7条及び第36条第2項並びに一般財団法人土浦市産業文化事業団会計規程(昭和48年規程第7号)第4条の規定にかかわらず、弾力運用については、この規程の定めるところによる。

(弾力条項)

第2条 理事長は、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に、相当する金額を当該業務の直接必要な経費に使用することができる。

(報告)

第3条 理事長は、前条の適用をした場合においては、次の理事会に、その旨を報告しなければならない。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月28日規程第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

